

【町・道民税の申告に必要なもの】

◎町・道民税の申告書

自分で作成し提出する場合は、各申告会場、役場税務課窓口、町内各郵便局窓口（白老、白老栄町簡易郵便局を除く）で渡しますので申し出てください。

自分で作成しない場合は、各会場に必要書類を持参していただきますと、役場職員が申告書を作成しますので、事前に申告書を受け取りに来る必要はありません。

◎令和5年中の収入金額を証明できる書類

給与所得の源泉徴収票、雇用主からの給与支払証明書、公的年金などの源泉徴収票、事業所得・不動産所得がある方は収支の帳簿および領収書などと、それを集計した収支内訳書（青色の場合は青色申告決算書）。

◎マイナンバー

マイナンバーカード（作成していない方は、通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証などの本人確認書類）。扶養親族がいる場合、扶養者のマイナンバー。

◎証明書および領収書

生命保険料、個人年金保険料、地震保険料・長期損害保険料、国民年金保険料の支払証明書、国民健康保険税※、後期高齢者医療保険料※、介護保険料※、障害者手帳など。

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を口座振替払で納付している方に対して、口座振替済みのお知らせは送付しておりません。年間の納付額は、預貯金通帳の記帳を確認してください。なお、町で開設する申告会場で確定申告される方は、納付額について確認資料がありますので、用意する必要があります。

◎配偶者の所得が分かる資料

配偶者控除、配偶者特別控除を受ける場合、配偶者の源泉徴収票など。（配偶者特別控除は配偶者の所得金額が133万円まで受けられます。ただし、納税義務者の所得が1,000万円を超える場合は、配偶者の所得に関わらず配偶者控除も配偶者特別控除も受けられません）

◎預貯金通帳（還付がある場合）

【注意】

○事業所得・不動産所得がある方は必ず作成済みの収支内訳書（青色の場合は青色申告決算書）を持参してください。作成していない場合は、受け付けできません。

○医療費控除がある場合は、必ず作成済みの医療費の明細書を持参してください。作成していない場合は、受け付けできません。（明細書用紙は役場税務課窓口、町内各郵便局窓口（白老、白老栄町簡易郵便局を除く）でお渡しします）

※不明な点は税務署または役場税務課に問い合わせしてください。

※所得税法の専門知識が必要な事業所得や山林所得、土地・建物・株式ほか譲渡所得などは、苦小牧税務署（苦小牧市労働福祉センター）で申告してください。

町民税・道民税の申告がないと、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が正しく算定されなかったり、各種証明書の発行ができない場合があります。詳しくは下記まで問い合わせしてください。

問い合わせ先：税務課 住民税グループ ☎82-2659

～町内に住民登録がある方で、一度も申請をしたことがない方～

申告会場でマイナンバーカード申請の
お手伝いをします！

無料で写真撮影も行いますので、必要な書類などは問い合わせしてください。

問い合わせ先：町民課 戸籍グループ ☎82-2674

